

第17号の2様式（第54条の2関係）

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2022年 7月 11日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市北区芝田2丁目3番19号	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 鉄道リネンサービス株式会社 代表取締役 大野 好男

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	11 台	0 台	0 台	11 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	5 台	0 台	0 台	5 台				
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	・定期点検を実施							
	廃 棄 時	フロン類破壊業者へ依頼する。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	・定期点検を実施							
	廃 棄 時	フロン類破壊業者へ依頼する。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	・機器の寿命、更新時期になった時、地球温暖化係数が低い冷媒製品への更新を進める。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。